

平成 30 年 1 月 15 日

長野県内水面漁場管理委員会 様

野尻湖漁業協同組合

代表理事組合長 石田 和夫

長野県上水内郡信濃町野尻 269-5

電話・FAX 026-258-3515



オオクチバス等再放流禁止指示解除申請について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

つきましては、下記のとおり申請書類を送付いたしますので、ご多忙中とは存じますが、精査の上、許可をいただけますようお願いいたします。

1. オオクチバス等再放流禁止指示解除申請書
2. 添付書類 一式
 - ・池尻川の逸出防止装置存知許可書の写し
 - ・位置図
 - ・施設等略図
 - ・平面図等
 - ・断面図等
 - ・現況写真
 - ・点検管理記録用紙及び逸出魚監視記録用紙

オオクチバス等再放流禁止指示解除申請書

平成20年3月21日付長野県内水面漁場管理委員会指示第8号について
次のとおり解除申請いたします。

平成30年 1月15日

長野県内水面漁場管理委員会
会長 平林公男様

住所 長野県上水内郡信濃町大字野尻269-5
氏名 野尻湖漁業協同組合
代表理事組合長 石田 和夫



1 再放流禁止指示解除水域

- (1) 関川水系 一級河川 野尻湖
- (2) 対象魚種 オオクチバス コクチバス

2 逸出防止施設

(1) 所在地

- ① 関川水系 一級河川 池尻川
長野県上水内郡信濃町野尻
(左岸 字御小屋1332-2番地先・右岸 字新町866-3番地)
- ② 御小屋用水路
長野県上水内郡信濃町野尻865-5番地先
- ③ 小丸山用水路
長野県上水内郡信濃町野尻字新町866-1番地先

(2) 規模・構造

別表による

3 逸出防止管理体制

(1) 施設の管理体制

① 点検方法

- ・網及びスクリーンの損傷の有無の確認
- ・網及びスクリーンの除塵及び清掃

② 点検頻度

- ・原則毎日点検する。
- ・網を上げて行う点検については1ヶ月に1回以上とする。

③ 不具合発生時の対応

- ・速やかに不具合の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告する。
- ・ただちに逸出魚の有無について調査し、内水面漁場管理委員会に報告する。
- ・網については即時修繕、あるいは予備のものと即時交換する。
- ・鋼製スクリーンについては即時現地において修繕する。
- ・施設の損傷が激しい場合、関係機関と協議し水路断水等により修繕する。

④ 点検の記録方法

施設の点検結果を、点検項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告するものとする。但し内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場委員会あてに提出するものとする。

(2) 逸出魚の監視体制

① 監視方法

目視観察及び電気ショッカー等による捕獲。

② 監視場所と監視ルート

監視場所

- 1・御小屋用水路：別表装置1と装置2の間、装置2と装置3の間、装置3に隣接する下流地点の3箇所
- 2・小丸山用水路：別表装置1と装置2の間、装置2と装置3の間、装置3に隣接する下流地点の3箇所
- 3・池尻川：別表装置1と装置2の間、装置2と装置3の間、装置3に隣接する下流地点の3箇所
- 4・関川：逸出防止施設等略図における旧国道18号線一の橋上流、一の橋と関川池尻川合流地点との間、関川池尻川合流地との3箇所

監視ルート

- 1・御小屋用水スクリーン————→ 2・小丸山用水スクリーン————→
3・池尻川逸出防止ネット————→ 4・関川の順路とする。

但し、御小屋用水路及び小丸山用水路の逸出防止施設については通水期間内（毎年4月通水開始日から9月通水終了日）のみとする。

③ 監視頻度

- ・原則毎日目視で確認する。
- ・逸出魚であることを否定できない魚が発見されたときは捕獲し、確認する。
- ・電気ショッカー等による確認については10日に1回程度とする。

④ 逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法

オオクチバス等が監視場所で発見され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等の不測の事態発生があった場合は、前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等の不測の事態が終息し監視が可能になった日から、③に示す監視頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカーによる捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。

⑤ 監視記録方法

逸出魚の監視結果を、監視項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告するものとする。但し、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出するものとする。

4 その他

- ・野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）、特段の事情があった場合は、その状況を観察、記録するとともに、「3 逸出管理体制（2）逸出魚の監視体制 ④逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策」を行うものとする。
- ・逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できないよう、より効果的な施設の検討をすすめていくものとする。
- ・逸出防止施設の管理及び逸出魚の監視は、代替要員を確保した体制とするものとする。

5 解除の期間

平成30年 4月 1日 から 平成33年 3月31日 まで

6 添付書類

- ・ 池尻川の逸出防止装置存置許可書の写し
- ・ 位置図
- ・ 施設等略図
- ・ 平面図等
- ・ 断面図等
- ・ 現況写真
- ・ 点検管理記録用紙及び逸出魚監視記録用紙

別 表

水 系	上流 → 下流		
	装置 1	装置 2	装置 3
①御小屋用水路	スクリーン 開口 25 mm	逸出防止スクリーン 開口 20 mm	逸出防止スクリーン 開口 10 mm
②小丸山用水路	スクリーン 開口 25 mm	逸出防止スクリーン 開口 20 mm	逸出防止スクリーン 開口 10 mm
③池尻川	逸出防止ネット 網目コマ 20 mm 網幅 3.9m 網高 0.6m	逸出防止ネット 網目コマ 15 mm 網幅 3.9m 網高 0.6m	逸出防止ネット 網目コマ 5 mm 網幅 3.9m 網高 0.6m

①御小屋用水路、②小丸山用水路の装置 1 の使用、装置 2、3 の設置については野尻土地改良区の了解を得ている。



上水内郡信濃町大字野尻269-5

野尻湖漁業協同組合
代表理事組合長

平成23年9月12日 付けで申請のありましたこのことについては、河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第26条第1項及び第55条第1項の規定により、長野県長野建設事務所指令20長建第8-86号を変更し、下記のとおり許可します。

平成23年10月6日

長野県長野建設事務所長



記

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--------|---------|--------|--------|----|--|--|---------|--------|--------|----|--|--|---------|--------|--------|----|-----|-----|---------|--------|--------|----|--|--|---------|--------|--------|----|--|--|--------|--------|--------|----|-----|
| 1 河川の名称 | 信濃川水系 一級河川 池尻川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 目的 | オオクチバス等逸出防止装置存置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 場所 | (河川区域)
左岸 既許可のとおり
右岸 既許可のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 工作物の名称
又は種類 | 逸出防止ネット | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 工作物の構造
又は能力 | <table border="0"> <tr> <td>変更前</td> <td>網目 15mm</td> <td>L=3.9m</td> <td>H=0.6m</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>網目 20mm</td> <td>L=3.9m</td> <td>H=0.6m</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>網目 20mm</td> <td>L=3.9m</td> <td>H=0.6m</td> <td>1基</td> <td>計3基</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>網目 20mm</td> <td>L=3.9m</td> <td>H=0.6m</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>網目 15mm</td> <td>L=3.9m</td> <td>H=0.6m</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>網目 5mm</td> <td>L=3.9m</td> <td>H=0.6m</td> <td>1基</td> <td>計3基</td> </tr> </table> | 変更前 | 網目 15mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | 網目 20mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | 網目 20mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | 計3基 | 変更後 | 網目 20mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | 網目 15mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | 網目 5mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | 計3基 |
| 変更前 | 網目 15mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 網目 20mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 網目 20mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | 計3基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更後 | 網目 20mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 網目 15mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 網目 5mm | L=3.9m | H=0.6m | 1基 | 計3基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 工事の実施方法 | 既許可のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 工期 | 許可日から90日間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 占用面積等 | 既許可のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 占用期間 | 既許可のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 許可条件 | 既許可のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 占用料 | 河川法施行細則(昭和40年3月31日長野県規則第24号)による
年額 2,210円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- この許可を受けた者は、この許可に不服がある場合には、長野県知事に対して、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができます。
- 許可取消しの訴えは、この許可の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、長野県を被告として、提起しなければなりません。なお、許可の通知を受けた日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると許可取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前項の審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

この許可に基づく占用又は工事の実施にあたっては、河川に関する法令の規定及び次の各条項を遵守すること。

- 1 許可を受けた者は、着工するときはあらかじめ所長に届け出てその指示を受けること。
- 2 許可を受けた者は、河川管理施設を損傷しないよう注意すること。
なお、河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従い許可を受けた者の負担において現状回復すること。
- 3 当該許可を受けた者は、次に掲げる場合においては、速やかにその旨を所長に届け出ること。
 - (1) 住所又は氏名(法人にあつては、その名称)を変更したとき。
 - (2) 当該許可に係る工作物(行為)を廃止したとき。
 - (3) 当該許可に係る工作物を譲渡したとき。
 - (4) 当該許可を受けた目的を達することができなかつたとき。
- 4 許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ許可を受けること。
- 5 許可を受けた者は、工事現場において直接工事の指揮監督にあたる者から現場責任者を任命し、所長に届け出ること。
- 6 許可を受けた者は、工事の実施にあたっては、所長の指揮監督を受けること。
- 7 許可を受けた者は、工事がしゅん工したときは、速やかに所長に届け出ること。
- 8 許可を受けた者は、工作物の管理責任者を定めて所長に届け出ること。
- 9 許可を受けた者は、占用期間の満了、許可の取り消し、又は許可を受けた行為の廃止があつたときは、所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、河川を現状に回復する等、河川管理上必要な措置をとること。
なお当該原状回復行為等は、改めて河川法第26条第1項等の工作物の除却に関する河川法所定の許可を得て行うこと。
また、当該現状回復行為等が完了したときは、速やかに所長に届け出てその検査を受けること。
- 10 この許可に係る占用物件の設置又は管理の瑕疵により生ずる紛争、補償等に関する責務は、一切許可を受けた者の負担とする。
- 11 許可を受けた者は、占用期間が満了し、なお引き続き占用しようとするときは、許可期限の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に占用期間の変更の許可申請をすること。

4763